



## 葛飾区 幼児教育・保育の 無償化のしおり

### 認証保育所・認可外保育施設

にお子さんが通う保護者の方へ

※入所を検討している保護者の方もご覧ください！

### 幼児教育・保育の 無償化とは

令和元年10月1日から、3～5歳の全児童、0～2歳の非課税世帯の児童を対象に、認可保育所、幼稚園、認定こども園、認証保育所や認可外保育施設等の利用料（保育料）等を公費（国・東京都・葛飾区）で負担し、子育て世帯の経済的負担を軽減する制度です。

※利用する施設によっては、利用料（保育料）の全てが無償にならない場合があります。



### 問い合わせ先

子育て支援部 子育て支援課  
子育て支援係

代表 03 (3695) 1111  
内線 2445・2416・2405  
直通 03 (5654) 8266  
03 (5654) 8277

# 認証保育所にお子さんが通う保護者の方へ

※認証保育所とは、東京都独自の基準を満たして東京都が認証した保育施設です。

※葛飾区内の認証保育所（令和元年9月1日現在）

都市型保育園ポポラー東京金町園、エデュケアセンター・かなまち、亀有プチ・クレイシュ、  
ぽけっとランド亀有、どんぐり保育園、たけのこ保育園、あっぷるキッズ青戸園、キャンデ  
ィパーク保育園、アイキッズ認証保育園、めぐみナーサリー、めぐみ保育園



## 無償化の対象児童

葛飾区在住の3～5歳児クラスの児童と0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童が対象です。

## 無償化の対象になるためには ※申請が必要です！

保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）」が必要です。利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）」については、保育課入園相談係へお問い合わせください。 代表 03(3695)1111 直通 03(5654)8278～9

## 保育料の助成について ※申請が必要です！

無償化の対象児童で160時間以上の月極め契約をしているなどの要件を満たした児童は、児童一人当たり月額50,000円まで保育料（食材料費を含む）を助成します。

認証保育所から配布される助成金の申請書を認証保育所に提出してください。認証保育所を利用する際の保育料から月額50,000円（上限）として差し引いた金額を保育料として認証保育所にお支払いいただきます。途中入退園や、在園したまま葛飾区から転出または葛飾区へ転入した場合は、日割りで助成額を算出します。入会金、日用品、文具品、行事参加費等は無償化の対象外です。

### 【無償化の対象にならない児童について】

無償化の対象とならない0歳～2歳児の課税世帯は、現行の助成制度をご利用いただけます。

（参考）対象：葛飾区内在住で月160時間以上利用の月極め契約をしている方

助成額（月額）：（第1子）月額保育料が40,000円以下・・・20,000円上限で助成  
月額保育料が40,001円以上・・・保育料の50%で助成  
（30,000円上限）

（第2子）35,000円上限で保育料に助成

（第3子）50,000円上限で保育料に助成

# 指導監督基準を満たす旨の証明書が発行された認可外保育施設にお子さんが通う保護者の方へ

※葛飾区内の指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設（令和元年9月1日現在）

スマイルキッズ綾瀬園、保育所ちびっこランド葛飾金町園

※ベビーシッターについては内閣府が定める基準を満たしている場合、証明書が交付されているとみなします。

## 無償化の対象児童

葛飾区在住の3～5歳児クラスの児童と0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童が対象です。

## 無償化の対象になるためには

※申請が必要です！

保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）」が必要です。利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）」については、保育課入園相談係へお問い合わせください。代表 03 (3695) 1111 直通 03 (5654) 8278～9

## 保育料の助成

※申請が必要です！

無償化の対象児童で160時間以上の月極め契約をしているなどの要件を満たした児童に、一人当たり月額42,500円まで保育料を助成します。保育料は、一旦負担していただいた後、「領収書」と利用後に施設から発行される「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付のうえ、「助成金申請書」を葛飾区役所4階子育て支援窓口に出すまたは郵送してください。助成金は保護者の口座へ直接お支払いたします。申請書は、利用している保育施設で受け取るか葛飾区ホームページでダウンロードできます。

途中入退園や、在園したまま葛飾区から転出または葛飾区へ転入した場合は、日割りで助成額を算出します。入会金、日用品、文具品、行事参加費等は無償化の対象外です。

※企業主導型保育施設は、国から無償化の給付を受けるため、葛飾区の保育料の助成は対象外です。

【無償化の対象にならない児童（0歳～2歳児の課税世帯）について】

現行の助成制度をご利用いただけます。補助要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

## 食材料費の助成

【国の食材料費の考え方】

幼児教育・保育の無償化に伴い給食に要する食材料費について、国は、在宅で子育てをする場合にも生じる費用であること、介護や医療の分野においても食事が自己負担とされていることから、保護者からの実費徴収としました。

葛飾区は、保護者の負担を軽減するため、給食実施日数に応じて児童一人当たり月額7,500円を上限に食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は食材料費の負担はありません。 ※企業主導型保育事業の「地域枠」で利用する児童も、食材料費の無償化対象です。

# 届出のみの認可外保育施設にお子さんが通う 保護者の方へ

※届出のみの認可外保育施設とは、指導監督基準を満たす証明書が発行されていない認可外保育施設（ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、居宅訪問型事業（ベビーシッター））です。葛飾区では、届出のみの認可外保育施設について、区独自に令和元年10月から1年6か月の経過措置期間を設け、必要とする有資格者の割合などの基準を早期に満たすことを前提に、国の限度額まで保育料の補助を行うことで、保育の質の向上を図ります。

## 無償化の対象児童

葛飾区在住の3歳～5歳の全ての児童と0歳～2歳のうち非課税世帯の児童が対象です。

3歳とは、3歳の誕生日を迎えた日以降の最初の4月からの児童、5歳とは、小学校就学前までの児童をいいます

## 無償化の対象になるためには

※申請が必要です！

保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）」が必要です。利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）」については、保育課入園相談係へお問い合わせください。 代表 03(3695)1111 直通 03(5654)8278～9

## 保育料の助成

※申請が必要です！

児童1人当たり、3歳～5歳は月額37,000円上限、0歳～2歳のうち非課税世帯は月額42,000円上限で保育料を助成します。

保育料は、一旦負担していただいた後、「領収書」と利用後に施設から発行される「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付のうえ、「助成金申請書」を葛飾区役所4階子育て支援窓口に出すまたは郵送してください。助成金は保護者の口座へ直接お支払いします。申請書は、利用している保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

途中入退園や在園したまま葛飾区から転出または葛飾区へ転入した場合は、日割りで助成額を算出します。入会金、日用品、文具品、行事参加費は無償化の対象外です。

## 食材料費の助成

### 【国の食材料費の考え方】

幼児教育・保育の無償化に伴い給食に要する食材料費について、国は、在宅で子育てをする場合にも生じる費用であること、介護や医療の分野においても食事が自己負担とされていることから、保護者からの実費徴収としました。

葛飾区は、保護者の負担を軽減するため、給食実施日数に応じて児童一人当たり月額7,500円を上限に食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は食材料費の負担はありません。